

令和6年度目黒区エコテイクアウト推進補助金のご案内




目黒区では、使い捨てプラスチック削減に向けた取組として、紙・木・草・竹等の使い捨てプラスチックを使用しない素材でできた容器包装（以下「エコ容器包装」という。）を導入する事業者またはリユース容器を導入する事業者を支援します。

1 事業の概要

(1) 補助対象者

目黒区内に店舗や施設等を有する法人、個人事業主、商店街または団体のうち、以下の要件を全て満たす事業者を対象とします。

- ① テイクアウト等（※）において、使い捨てプラスチック容器包装に代わるものとしてエコ容器包装またはリユース容器を使用し、食品を提供する事業を行う。
 - ② 今年度に当補助金の交付決定を受けていない。
 - ③ 区が作成した啓発物の配布およびステッカーの掲示に協力できる。
- （※）食べ残した料理等の持ち帰りへの対応を含む

<p>■啓発カード・ステッカーについて■</p> <p>補助金交付決定通知に同封して、区から送付しますので配布および掲示をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none">・啓発カード（50枚、名刺サイズ）・ステッカー（1枚、名刺サイズ） <p>※区との協議により、他の方法やデザインでの実施も可能です。詳しくは、事前にお問い合わせください。</p>	啓発カード
	<p>(表)</p>  <p>(裏)</p> 
	ステッカー
	

(2) 補助対象経費

テイクアウト等で使用するエコ容器包装の購入費およびリユース容器の購入・借上げ費
（令和6年4月1日から令和7年1月31日までの間に支払った費用が対象）

エコ容器包装…紙・木・草・竹等の使い捨てプラスチックを使用しない素材でできた既製品の食品用容器または包装

リユース容器…高温で殺菌および洗浄することにより繰り返し利用できる素材でできた既製品の食品用容器

(3) 補助対象経費

上限3万円（対象経費の10/10。1,000円未満切捨）

2 手続きについて

(1) 申請期間 令和6年6月1日から令和6年12月27日まで

※先着順で申請を受け、予算額を超えた場合は、期間内でも受付を終了します。

(2) 補助金交付までの流れ

(事：事業者 、区：目黒区)

手順	内容	補足
① 事：申請	必要書類を区へ提出 ・補助金交付申請書（第1号様式） ・エコ容器包装またはリユース容器の仕様および金額が分かる資料（見積書・カタログなどの写し）	1事業者（団体）につき1回まで
② 区：決定	先着順で審査し、交付可否を決定後、事業者へ通知・配布用啓発カード・ステッカー等を送付	おおむね1か月以内
③ 事：実績報告	エコ容器包装購入またはリユース容器購入・借上げ後、区へ実績報告書類を提出 ・実績報告書（第5号様式） ・購入時の領収書 ・エコ容器包装、リユース容器での商品提供画像等（任意。区広報で紹介させていただくことがあります。）	実績報告最終期限 令和7年1月31日
④ 区：確定	実績報告に基づき審査を行い、補助金額を確定後、事業者へ確定通知を送付	おおむね1か月以内
⑤ 事：請求	区へ請求書兼口座振替依頼書（第7号様式）を提出	確定通知の受領から おおむね2週間以内
⑥ 区：交付	口座振込により交付	おおむね1か月以内

■書類についてのご注意■

- 申請書等の様式は区ウェブサイト（右記コード）からダウンロードできます。
- 申請者欄は法人または個人事業主の内容をご記入ください。
- 補助金の振込口座は、原則、申請者名と同一名義の口座に限ります。（法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は個人名義）
- 申請者欄にメールアドレスをご記入いただいた場合は、基本的にメールでのご連絡とさせていただきます。また、区からの通知書は、原本の郵送と併せて、PDFデータをメール送信いたします。
- 提出書類に不備があった場合は、書類追加または再提出等を依頼することがあります。連絡がつかない場合など、不備が解消されない場合は不交付や交付決定取消となる場合がありますのでご注意ください。



(3) 書類の提出について

郵送またはメールで以下の宛先にご提出をお願いします。

(郵送先) 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号
目黒区 清掃リサイクル課 計画普及担当 宛て
(メールアドレス) recycle02@city.meguro.tokyo.jp

※原則、窓口での書類提出は受け付けておりませんのでご注意ください。

※郵送は締切日消印有効とし、メールは締切日の 23 時 59 分までに着信したものを有効とします。

3 その他

- ・食品衛生法、食品表示法等の関係法令を遵守してください。
- ・食べ残した料理等の持ち帰りに対応する場合は、次のウェブサイトをご確認ください。

環境省ウェブサイト：
飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項について
<https://www.env.go.jp/press/104053.html>



- ・区が実施状況について現地確認を行う場合があります。
- ・補助金交付決定後に取組事例として、区ウェブサイト等でお店のご紹介をさせていただく場合があります。
- ・区が実施するアンケート等のご協力をお願いする場合があります。
- ・次ページ以降に【よくあるご質問】をまとめたのでご参照ください。

4 問合せ

目黒区 環境清掃部清掃リサイクル課 計画普及担当
(住所) 153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号
(電話) 03-5722-9883 (FAX) 03-5722-9573
(メールアドレス) recycle02@city.meguro.tokyo.jp

【よくあるご質問】

《補助対象者について》	
Q 1 区内に店舗があるが、法人所在地が区外の場合は、補助対象者となるか。	A 1 区内店舗で補助金の対象事業を行う場合は、補助対象者となります。区内に複数店舗がある場合、申請は1事業者（法人）でまとめていただき、補助金額の上限は3万円となります。
Q 2 この事業が始まる前からエコ容器包装またはリユース容器を使用しているが、補助金の申請はできるか。また、既に購入したエコ容器包装およびリユース容器の購入費も対象になるか。	A 2 既にエコ容器包装またはリユース容器を使用している事業者も補助金の申請は可能ですが、補助金の対象は令和6年4月1日から令和7年1月末日までの間に支払った購入費のみとなります。
《エコ容器包装について》	
Q 1 スプーン・フォーク・ストローは対象となるか。	A 1 対象外です。（割りばしや竹串も対象外となります。）
Q 2 テイクアウトで使用するエコ容器包装のみが対象か。	A 2 デリバリー、店内での商品提供、食べ残し持ち帰り用、イベント販売等で使用するエコ容器包装も対象です。
Q 3 うつわ部分が紙製で、フタがプラスチックの容器の場合は対象となるか。	A 3 容器包装の一部に、素材としてプラスチックが使用されているものは対象外です。
Q 4 生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックの容器包装は対象となるか。	A 4 生分解性プラスチックおよびバイオマスプラスチックが使用されているものは対象外です。
Q 5 耐水・耐油のラミネート加工やコーティング加工がされている物は対象となるか。	A 5 耐水・耐油のラミネート加工やコーティング加工がされている物は対象です。
Q 6 エコ容器包装はどこで購入したらよいか。	A 6 事業者の方が提供する商品によって、必要な大きさ・素材・形状などが異なることから、インターネットやカタログ等でお調べいただいたり、直接お取引先の業者の方にお問い合わせいただくことをお勧めしています。
Q 7 値引きや保有ポイント使用分も補助対象になるか。	A 7 値引きや保有ポイント使用分は補助金の対象外です。
《リユース容器について》	
Q 1 どのような種類の容器が対象となるか。	A 1 高温で殺菌および洗浄することにより繰り返し利用できる素材でできた容器が対象となります。
Q 2 レンタルしたリユース容器を破損・紛失した場合の弁償額は補助対象となるか。	A 2 補助対象者の過失によるリユース容器の破損・紛失は、当該補助金の対象外となります。

<p>Q 3 リユース容器はどこで購入・借り上げしたらよいか。</p>	<p>A 3 事業者の方が提供する商品によって、必要な大きさ・素材・形状などが異なることから、インターネット等でお調べください。</p> <p><参考>東京都が過去に共同事業を行ったリユース容器事業</p> <p>Re & Go (リアンドゴー)</p> <p>https://www.reandgo.jp/</p> <p>Megloo (メグルー)</p> <p>https://megloo.jp/</p>
<p>Q 4 値引きや保有ポイント使用分も補助対象になるか。</p>	<p>A 4 値引きや保有ポイント使用分は補助金の対象外です。</p>
<p>《手続きについて》</p>	
<p>Q 1 購入個数に制限はあるか。</p>	<p>A 1 購入個数に制限はありません。購入金額が3万円を超えても構いませんが、補助金申請の上限金額は3万円です。</p>
<p>Q 2 エコ容器包装とリユース容器の両方を使用する場合、補助金は6万円まで申請できるのか。</p>	<p>A 2 エコ容器包装とリユース容器の両方を使用する場合であっても、補助金申請の上限金額は3万円です。</p>
<p>Q 3 申請に必要な書類はなにか。</p>	<p>A 3 以下の書類をメールまたは郵送で区へご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書（第1号様式） ・エコ容器包装またはリユース容器の仕様および金額が分かる資料（見積書・カタログなどの写し） <p>申請書の様式は区ウェブサイトからダウンロードできます。</p> <p>なお、エコ容器包装またはリユース容器購入時の領収書（写し可）は、実績報告の際に提出が必要となりますので、保管をお願いします。</p>
<p>Q 4 購入したエコ容器包装は実績報告最終期限までに使い切らなければならないか。</p> <p>また、リユース容器は実績報告最終期限までに使用を終了しなければならないか。</p>	<p>A 4 エコ容器包装は実績報告最終期限までに使い切らなくても構いません。事業期間終了後も引き続き使用してください。</p> <p>リユース容器も同様、実績報告最終期限までに使用を終了する必要はありません。</p>